

北陸作物・育種研究投稿規定 (2024年11月15日改正案)

1. 筆頭著者は会員に限るが、共同執筆者には非会員を含むことができる。
2. 投稿内容は「原著論文」、「研究賞受賞講演論文」、「シンポジウム論文」、「試験研究報告（原著論文に該当しない論文）」、「実用記事（普及関連情報や試験・研究の動向など）」、「総説」とし、未発表のものとする。投稿時に当該原稿の区分を投稿票に明記する。
3. 投稿原稿は「執筆要領」にしたがって作成する。
4. 原稿の長さは原則として刷り上がり6ページ以内とするが、内容により超過を認める。特殊印刷（カラー印刷など）については著者の実費負担とする。ただし、依頼原稿についてはこの限りではない。
5. 原稿は毎年10月末日までに提出し、校正など指定期日を厳守する。
6. 原稿は原則としてコンピューターで作成し、投稿原稿および投稿票のPCファイルまたは印刷物を編集幹事に送付する。また、論文の掲載決定後には最終原稿のPCファイルまたは印刷物を編集幹事に送付する。編集幹事への送付にあたっては、PCファイルの場合は、電子メール（メール表題、送付者、ファイル添付を明記）の添付ファイルとして送付するか、CDまたはDVD等（著者名、表題、ファイル名を記入したラベルを貼付）を簡易書留または宅配便で送付する。印刷物を送付する場合は、簡易書留または宅配便により、投稿は本文・図表・写真を各3部、最終原稿は各1部の送付とする。投稿可能なPCファイルの種類はMS-Officeまたはpdf形式を基本とし、詳細は編集幹事に照会する。投稿論文が複数の場合は、論文ごとの送付とする。
7. 原稿が編集幹事に届いた日を受付日とし、印刷用最終原稿が編集幹事に届いた日を受理日とする。投稿者の請求があれば編集委員会は受理証明を受理日以降に発行する。
8. 別刷りは、著者からの要望に基づき、著者の実費負担で作成する。
9. 投稿原稿は原則として返却しない。
10. 本誌に掲載された論文の著作権は北陸作物・育種談話会に帰属する。
11. 講演要旨は北陸作物・育種研究の別号として取り扱うことから、講演要旨の筆頭著者についても本会員であることを要件とする。ただし、講演会の発表者はこの限りでない。

附則 (2024年11月15日)

1. この改正は2024年11月15日から施行する。
2. 改正後の規定第4項及び第8項は2024年2月1日から適用する。